

県南広域振興局長告示第 69 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、和賀川土地改良区（北上市）の定款の変更を認可した。

平成 19 年 4 月 10 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳